

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

資料13

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」(令和2年6月閣議決定)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月改訂, 外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議)

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

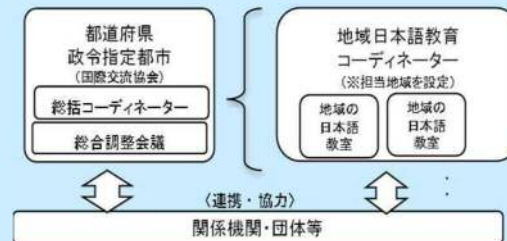
●都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等

▼先導的な日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業, 大学, 日本語学校, 夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等



●市町村の日本語教育の取組への支援

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施, 教師研修, 教材作成, 日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



補助金交付の概要

- 補助対象: 都道府県・政令指定都市等 ※市町村へは県事業の中で間接補助
- 補助率: 2分の1
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

●優良事例等の普及・連携強化【委託】

- ▼都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼総括コーディネーターの協議会

法律・基本方針に
基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な
日本語教育の実施

優良事例等
の成果普及